

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 純和会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目12番8号
- (3) 設立認可年月日 平成 5年12月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 1月12日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	小山 和彦	
理事	小山 知栄子	
同	疋田 良典	
監事	田畑 知久	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関等コード	開設場所	許可病床数
診療所	小山歯科医院	2237110156	静岡県浜松市中央区佐鳴台 一丁目12番8号	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 5年 5月30日 令和4年度決算の決定
- 令和 5年 5月31日 理事長・理事・監事の重任の承認
- 令和 6年 3月16日 令和6年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 純和会
 所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目12番8号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	193,113 千円
2. 負 債 額	4,357 千円
3. 純 資 産 額	188,755 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	69,531
B 固 定 資 産	123,581
C 資 産 合 計 (A + B)	193,113
D 負 債 合 計	4,357
E 純 資 産 (C - D)	188,755

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 純和会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目12番8号

貸借対照表

(令和 6年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	69,531	I 流動負債	3,557
II 固定資産	123,581	II 固定負債	800
1 有形固定資産	67,346	負債合計	4,357
2 無形固定資産	773	純資産の部	
3 その他の資産	55,461	科 目	金 額
		I 出 資 金	14,279
		II 積 立 金	174,476
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	188,755
資産合計	193,113	負債・純資産合計	193,113

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 純和会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目12番8号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	98,295
2 事業費用	96,394
本来業務事業利益	1,900
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,900
II 事業外収益	3,808
III 事業外費用	14
経常利益	5,695
IV 特別利益	3
V 特別損失	429
税引前当期純利益	5,269
法人税等	724
当期純利益	4,544

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 純和会

理事長 小山 和彦 殿

私は、医療法人社団純和会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月30日

医療法人社団 純和会

監事 田畑 知久